

平成25年（才）第804号・平成25年（受）第976号

上告人兼申立人 安野輝子・外20名

被上告人兼相手方 国

2014（平成26年）年3月5日

最高裁判所第一小法廷 御中

上 申 書（2）

上告人兼申立人訴訟代理人

弁護士 西 晃

（当職は、大前治相代理人の意見陳述内容を踏まえ、既に提出している上告理由書、及び上告受理申立理由書の範囲内で以下の通り意見を申し述べる）

1、 上告兼上告受理申立人らが最高裁に求め続けているもの

上告兼上告受理申立人ら（以下単に原告ら）はこれまで最高裁に対し、原審大阪高裁判決が指摘している、

「戦後補償という形式で明確に補償を受けることができた者と、戦後補償という形式での補償を受けることができない者という差異が生じ、さらにその後、その補償を受けられる者の範囲が拡大していったという経緯があることからすると、そのような補償を受けられた者とこれを受けられない者との間に生じた差異が、憲法14条1項の定める平等原則との関係で、全く問題を生じさせる余地がないと即断することはできない。（原判決19頁17行目～25行目）」

「・・・個別の補償措置について、それ自体には一応の合理性が認められるものであったが、その後の国の財政状況や社会情勢の変化等に伴い、補償を受けられる者と受けられない者との間の差異が、著しく不合理な状態に至っていることが誰の目にも明らかで、憲法的秩序の維持という観点からも放置し得ないものとなっているにもかかわらず、国会が合理的期間内にこれを是正する措置を講じないというような極めて例外的な場合にも、立法府の裁量の範囲を著しく逸脱したものということができ、そのような状態につき、憲法14条1項に違反すると判断される場合があり得ることも否定し難いと考えられる。」（原判決23頁最終行～24頁8行目）。

との憲法14条1項に関する憲法判断に関し、最高裁判所としてどう判断するのか、明確にこれを示すべきであると主張してきた。

そしてその上で格差（及びその拡大）の合理性に関する判断基準をどう考えるか、近時の選挙権（一票の格差）や相続権（嫡出・非嫡出）に関連する憲法14条違反を巡る最高裁判例を踏まえ明確に示すべきであると強調してきた。

その際、立法裁量の枠組みを極限・無制限にまで広げる（憲法の枠外の）理屈としての「戦争損害受忍論」の判断枠組み手法を、日本国憲法14条1項の平等原則違反という憲法解釈の合理性判断枠組みとの関係で展開している原審大阪高裁判決の致命的欠陥を強調して来た。

今改めて原告らは、最高裁判所に対し、自らが国によって処遇されている現状につき、それが憲法14条1項の規範に抵触する可能性につき正面からこれを認めるよう求める。

そしてその格差放置の合理性判断基準に関しても明確に示されることを求めるものである。

2, 防空法制により拡大された空襲被害と平等原則違反の判断について

本日この場で述べた防空法制に関する大前治相代理人の指摘にかかる事実の基本的な部分は、既に原審大阪高裁判決において、適法に事実認定を受けているものである。

空襲被害の発生及び拡大には、他ならぬ国自身の「逃げるな！火を消せ」「ひるむな、戦え！」とする防衛・防空施策が厳然として存在したのである。この愚かな国の施策により、失わないですんだ多くの命が奪われてしまったのである。この事実（すなわち国の積極的作為に起因して生じた状態に対する国による無為・無策）は上記で指摘をした「補償を受けられる者と受けられない者との間の差異が、著しく不合理な状態に至っていることが誰の目にも明らかで、憲法的秩序の維持という観点からも放置し得ないものとなっている」か、否かの法的判断枠組みに重大な影響を与えると確信する。

少なくとも最高裁判所として、国の作為に起因する権利侵害状態と、国の無為無策につき、この事実が憲法14条1項の合理性判断にいかなる影響を与えるかについて、真正面からの判断をするべきは、憲法解釈に関する最終判断権限を持つ国家機関としての当然の法的責務であると信ずる。

3, 終わりに・・・今一度最高裁の憲法判断を求める

- ① 原告らが置かれている状態（格差とその拡大）は日本国憲法14条1項に抵触するのではないか。
- ② もしその可能性が肯定されるのであれば、その格差の合理性判断には、もはや（憲法の想定外との）受忍論的枠組みに言及することは、金輪際許されないのではないか。
- ③ 防空法制策定による国による被害の拡大という原審認定事実は、②

の合理性判断に重大な影響を与えるはずのものである。

どうか、真正面から最高裁判所としての法的判断を示されたい。

今回の判決が、戦後補償の闇に最後まで残されてしまった原告ら空襲被災者の「お見捨てになるのですか！」の声に真摯に耳を傾け、司法機関としてこれに応答する最後の機会になるものと思われる。

正義と公平にかなった最高裁判決を心より求めるものである。

以上